

木更津市情報セキュリティポリシーに関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年4月1日

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市訓令第1号

庁 中 一 般

各執行機関

木更津市情報セキュリティポリシーに関する規程の一部を改正する訓令

木更津市情報セキュリティポリシーに関する規程（平成15年木更津市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

木更津市情報セキュリティ基本方針に関する規程

第2条第2号中「情報資産を利用する権限を有する者だけが当該情報を利用できる」を「情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保する」に改め、同条第3号中「情報資産」を「情報」に改め、同条第4号中「情報資産を利用する権限を有する者が」を「情報にアクセスすることを認められた者が、」に、「を利用できる」を「にアクセスできる状態を確保する」に改め、同条第6号中「第7条」を「第8条」に改め、同条第7号中「電子計算機」の次に「等」を加える。

第11条を第12条とする。

第10条中「踏まえ」の次に「、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討した上で」を加え、同条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条中「職員」を「市長」に改め、「確実に」及び「市長が別に定める」を削り、「遵守」を「策定」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより本市の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

第8条を第9条とする。

第7条の見出しを「（情報セキュリティ対策）」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「職員」を「市長」に改め、「市長が別に定める」を削り、「遵守する」を「定める」に改め、同項第5号中「職員」の次に「等」を加え、同項第6号中「職員」の次に「等」を加え、「その他

の」を「を行う等の」に改め、同項第7号及び第8号中「その他の」を「等の」に改め、同条第2項中「順守する」を「定める」に改め、同条を第8条とする。

第6条各号列記以外の部分を次のように改める。

情報資産に対する脅威として、次に掲げる脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

第6条第1号中「ウイルスによる攻撃その他の」を「ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等の」に改め、同条第2号、第3号及び第5号中「その他の」を「等の」に改め、同条を第7条とする。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(適用範囲)

第3条 この訓令は、市長が所管する情報資産及び情報資産に接する職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する一般職及び特別職の職員をいう。以下同じ。）に適用する。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(木更津市文書規程の一部改正)

2 木更津市文書規程（平成16年木更津市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号及び第29条第4項中「木更津市情報セキュリティポリシーに関する規程」を「木更津市情報セキュリティ基本方針に関する規程」に改める。

(木更津市保有個人情報の適切な管理に関する規程の一部改正)

3 木更津市保有個人情報の適切な管理に関する規程（令和6年木更津市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「木更津市情報セキュリティポリシーに関する規程」を「木更津市情報セキュリティ基本方針に関する規程」に、「第7条第1項」を「第8条第1項」に改める。